

教育委員会会議の議事録（平成30年6月臨時）

◆ 日 時 平成30年6月8日（金）午後6時5分から午後8時12分まで

◆ 場 所 上杉分庁舎 教育局第1会議室

◆ 出席委員

教 育 長	佐々木 洋
委員・教育長職務代理者	吉田 利弘
委 員	齋藤 道子
委 員	加藤 道代
委 員	花輪 公雄
委 員	中村 尚子
委 員	里村 正治

◆ 次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 付 議 事 項
第12号議案 平成31年度使用の仙台市立義務教育諸学校教科用図書の採択方針について
第13号議案 教職員の人事に関する事項について
- 4 閉 会

◆ 会議の概要

- 1 開 会
- 2 議事録署名委員の指名 里 村 委 員
- 3 付 議 事 項

第12号議案 平成31年度使用の仙台市立義務教育諸学校教科用図書の採択方針について

（教育指導課長 説明）

里 村 委 員 県の教育委員会の採択基準と仙台市がつくった採択基準の関係を教えていただいたが、表現が違うところが多い。県の教育委員会の採択基準のどの部分を仙台市では具体化し、どの部分は省いたとか、その辺の考え方を教えていただきたい。

教育指導課長 観点を設定するに当たっては、前回採択時である平成26年度の観点と、昨年度新たに出てきた道徳の観点をベースにしている。観点がぶれると採択そのものに整合性がなくなるということで、そういう整理をしている。

県では教科で20観点、道徳で20観点あり、観点数が非常に多いので、学習指導要領で特に強調されている部分と仙台市の実態等を鑑みて全部で16の観点到集約している。

齋 藤 委 員 県のほうでは1、2、3、4と大きく区別しているものを、仙台市では（1）から（16）まで並べたのだと思うが、もう少し観点をまとめてもいい気がする。なぜこのようにしたのか教えてほしい。

教育指導課長 教科、道徳で各 20 観点もあると分析が大変になる。教育委員会で議論いただく際も、観点が多過ぎると議論が深まらない部分もあり、そういった点で特に重要な部分を残して整理をした。

花輪委員 10 年後この採択方針を見たときに、これだけで今の状況が分かるかというと思う。今年度は中学校の「特別の教科道徳」を採択するという前提があるから理解できるが、分かりにくい方針だと思う。例えば観点のうち（6）と（11）は小学校だけ、（7）（8）（9）（14）は中学校だけという説明を聞けば分かるが、この文章がひとり歩きすると、どういう観점에서教科書を採択したかが分かりにくい気がする。

里村委員 項目数を減らしたことよりも、もっと大事なことの議論をすべきだと思う。一つの例にすぎないが、中学校の道徳に関して、県の採択方針では大きな項立てができていて、「内容に関すること」「組織と配列に関すること」「学習と指導に関すること」「表現と体裁等に関すること」と、4つの概念からの方針が入っている。例えば、道徳に関して3番の「学習と指導に関すること」に「自己を見つめ」あるいは「自己の生き方について」という道徳らしいキーワードが書かれてある。仙台市の案では道徳に関する項目は（14）にあるが、そうすると、県の「学習と指導に関すること」の5項目を仙台市では（14）だけにまとめたことに無理はないか。中身について、市として重点を置いた点を説明していただきたい。

また、県では項目を四つの項立てに分けているのになぜ並列的に羅列したとか、市では中学校と小学校を一緒にしたのか、その辺の説明が十分に理解できない。

学校教育部長 教科書採択に関しては市町村教育委員会が採択権者であり、採択方針は採択権者である市町村教育委員会が定めるとするのが大原則である。方針を定めるに当たっては、都道府県の教育委員会は市町村を指導、助言する立場にあるので、都道府県の教育委員会が示す採択の方針などを参考に仙台市教育委員会として採択方針を策定することになっている。仙台市として採択方針を定めるときは、あくまでも県が示したものを参考に、仙台市としてオリジナルをつくるというのが今までのやり方である。

一つにまとめたのは、県の採択方針である資料4と資料5を見比べると、例えば1の（1）や1の（2）など、全く同じ文言になっており、それらをまとめた。

項目分けについても、仙台市の採択方針のつくり方として、そういった分け方をせずに通し番号で策定してきたという経過があり、今年度もその考え方を踏襲した形で採択方針を作成した。確かに県の方針と見比べると分かりにくいいため、見やすい方法というのは今後の課題ということで考えさせていただきたい。

里村委員 例えば、県の小学校教科の方針と中学校の道徳の方針に似たところがあるというご意見だが、私は似たところがないという意見である。例えば学習と指導に関することだが、自己を見つめとか自己の生き方、あるいは生きる力をなどとある。それは算数や社会ではなくて、特に道徳に焦点を当てた方針だと思う。それを、その他の科目と一緒にしたところに問題があるのではないか。確かに内容に関する点では似ているところがある。特に4の表現と体裁等に関する項目は同じである。それは同じでよいと思うが、過去の経過はともかく、道徳らしい方針にするためには、教科と道徳をまぜないほうがいいのか。

教育指導課長 道徳についてご指摘を頂戴したので道徳でご説明申し上げます。道徳科の学習は道

徳的諸価値についての理解をもとに、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方について考えを深める学習とされており、道徳〇を養うことが目標である。県の観点は資料5をご覧いただきたいが、1の(1)に「目標達成」という言葉が出てくる。それから、2の組織と配列に関する(2)に「道徳の目標を踏まえて」という文言が出てくる。そして、それを3の学習と指導に関する(1)で今申し上げた具体的な言葉で表現している。これは全て同じ内容を指している。

仙台市の方針を見ていただくと、(14)の観点に目標の文言を集約して観点を設定しているということである。

里村委員　そうすると、なぜ仙台市の案は道徳だけ別に取り出して、国語や算数などはまとめているのか。

教育指導課長　教科書を使った学習指導ということで考えると、道徳に限らず別の教科も同じような観点が必要になる部分がある。その中で、例えば先ほどの仙台市の(14)は一般の教科には少しそぐわない表現が入っている。これはやはり道徳に特化したものである。したがって、特別な教科道徳の授業をするときに求められる観点と違う部分もあるので、そこについては小学校の教科の観点と道徳の観点を分けた。それ以外については共通の観点であると申し上げたが、これは、道徳、その他の教科に限らず、授業を構成する上で大事な視点であると捉え共通の観点とした。

里村委員　そうすると、(7)(8)(9)(14)が道徳に特化した表現でよいか。

教育指導課長　そうである。

里村委員　そうすると、なぜ(9)の次が(14)に飛んでいるのか。

教育指導課長　なぜ飛んでいるかということについては、基本的な枠組みを県の四つの枠組みの中で整理したので、一部観点が飛んでいるところがある。

吉田委員　今問題になっている分りにくさは校種が違うものが一緒になっていることが原因だと思う。県の方針における文言は同じかもしれないが中学校と小学校は違う。

教育指導課長　小学校と中学校が混在しているという話があったが、ベースとしては、小学校も中学校も学習指導要領の総則のところは同じで、その総則から下ろした観点を設定している。その部分で校種別ということあまり勘案しなかった。

教育長　整理すると、一つは仙台市の採択方針は(1)から(16)まで通し番号になっていて、県の四つの大きな柱との比較が難しいということだが、実は仙台市も(1)から(5)、(6)から(10)、(11)から(15)、そして(16)と四つに分かれている。ここは単純に体裁の問題だと思うが、県のように柱立てにしたほうが分かりやすいという点である。

もう一つは、小学校は道徳以外の各教科、中学校は道徳のみの採択となるので、これを一つの方針で二つの採択をやったほうがいいのか、県のように分けたほうがいいのか。そういった論点各委員から出ているかと思う。(1)から(16)まで一つの方針にまとめることで、県の場合の重複感については一定の解消があると思うが、それぞれ中学校、小学校では観点が違うので分けたほうがいいのかということについて、議論を進めたい。

花輪委員　県が四つのカテゴリーに分けているのは分かりやすいと思う。

仙台市も(5)と(6)、(10)と(11)、(15)と(16)の間を1行空けていて、項目分けをすごく意識されていることはよく分かる。ただ、もとなる県の方

針が分からないと、理解しにくいのではないか。やはり項目立てして、例えば(1)から(5)の上に「内容に関する事」という言葉を入れて、括弧で「小中双方」などうまい言葉があればいいと思う。(6)から(11)の前に一項目つけて、私は「組織と配列に関する事」というのはいい表現ではないと思うので、例えば「教材の配列に関する事」として、(6)は小学校、(7)(8)(9)は中学校、(11)は双方、そして(11)から(15)の前に同じように学習と指導という観点で、(11)は小学校、(14)は中学校、(12)(13)(15)は双方としたら分かりやすくなると思う。

里 村 委 員 私も1番、2番、3番、4番と分け、4番は例えば「表現と体裁等に関する事」という言葉を使うとしたら、今の(16)を4番の(1)にする。実際には市の方針をつくった方々にも項目分けの意識があって、行を空けているので、それを活かす形で項立てすればよいのではないか。

教 育 長 県のほうは柱立てとして1、2、3、4としているが、通し番号を前提にして言ってしまうが、例えば鍵括弧なり括弧で、内容に関する事、二つ目は花輪委員がおっしゃったように系統や配列に関する事、三つ目は学習と指導に関する事、四つ目は表現と体裁等に関する事と、うまく表記すると、どのような観点でやっているかがよく伝わるのではないか。分かりやすさという点、それから我々の視点という点からすると、今の議論はそういうことだと思う。中村委員はいかがか。

中 村 委 員 分かりやすさという点ではそういう形で持っていくかという気はしている。

里 村 委 員 今の議論では、3番目の学習と指導に関する事という鍵括弧をつくって、(11)のところに入るが、肝心なことが漏れているのではないか。県の方針でいうと、知識とか技能、思考力、判断力などキーワードがあり、学習と指導に関する事は教科書を選ぶに当たって一番の目玉である。仙台市の方針では他教科との関連に配慮されているという項目がこの項の第1条に来ることに疑問がる。

学校教育部長 ご指摘のあった県の3の(1)の部分は、仙台市の採択基準では(6)に記載している。基本的には同じ内容を盛り込んでいる。もともとカテゴリー分けをしていないというのは、このように複数の項目にかかる内容もあるからである。

中 村 委 員 例えば里村委員がおっしゃっていた宮城県の3番の(1)と、2番の(1)が仙台市の(6)に集約されているという感じなのか。そうすると、県では、内容、組織、学習、表現と四つの項目立てをされ、それに呼応するように仙台市のほうも一応四つに分かれているが、頭につく「内容に関する事」といった項目の題は若干変えないといけないのか。

学校教育部長 仙台市オリジナルの分け方になるかもしれないが、明確にカテゴリーを分けたつくり方をしていないのが事実である。

里 村 委 員 確かに、(4)に系統性と書いてあるが、これは分け方としては組織と配列に入る。鍵括弧には必ずしもきれいに入らないだろう。

花 輪 委 員 カテゴリーというのはそんなにきっちり決まるものではないので、その方面というか、その分野ということでいいのだろうと思う。

副 教 育 長 県のほうの採択基準の資料4、資料5に戻っていただいて、資料4をご覧ください。先ほど学校教育部長から説明した部分と一部重複するが、1、2、3、4という見出しがついてはいるものの、内容的に、例えば2の組織と配列に関する事に書いてあるものが全て組織と配列だけのことであって、学習と指導に関するこ

とに関係がないかという、読み方によっては両方の考え方があるのだろうと思いつつながら皆様の議論を聞いていた。

そういう観点からいくと、本日ご提案した方針だと、県の方針のうち、例えば「内容に関すること」については、仙台市のオリジナリティーの部分、そしてより具体例を挙げて分かりやすくということで、(1)から(4)は県の「内容に関すること」をベースにしつつ仙台市オリジナルの書きぶりにしたという感じになっている。一方、それ以下については、配列を若干いじりながらも県の方針をそのまま書いている。その中で、今、分かりづらいというご議論も多数いただいたが、関連する部分をまとめたり、あるいは文章化するに当たって県の見出しと必ずしも合わなくなり、仙台市の採択方針を結果的に(1)から(16)まで、区切りを入れつつも分けたというのが現状である。

したがって、本日の議論のとおり、それぞれ小見出しをつけることは可能だと思うし、それをやることによって分かりやすくなる部分もあろうかと思う。

一方で、その見出しが果たして、1カ所にとどまらない、関連するところがあるのではないかという議論も出てくると思っている。したがって、我々としては(1)から(16)という観点を持ちつつ、分かりやすいインデックスをつけることはできる気がする。ただ、それがいいタイトルになるかどうかは少し考えさせていただくということで今皆様のご意見を伺っていた。

里 村 委 員 項目を四つに分けないで、(1)から(4)までが内容に関すること、(5)から(15)までが学習と指導あるいは配列に関することなど、括弧で小見出しをつくり、(1)から(16)は残すということではいかがか。

見出しをつけたほうがいいのは、見出しごとの一番大事なことは何かということを考える機会になるからである。そういう観点から、小見出しをつけて一番のものは何だろうかという思考の時間をつくり出すことができるのではないか。

教 育 長 小見出しの件についてはいかがか。2番の小見出しは花輪委員が言ったように工夫が必要ではないか。

花 輪 委 員 「組織」と「配列」は並列ではない。2の(1)での使い方も「組織的、系統的に配列」と修飾語である。だから、それを「組織と配列」と言われると非常に違和感がある。

吉 田 委 員 見出しをつける、つけない、私は結果的にどちらでもいいと思う。一番肝心なのは、調査委員会や協議会で、これらの観点で教科と道徳を分けてしっかりと評価することが一番大事である。我々も当然これらを整理して、小学校の教科、中学の道徳をこれらにのっとして採択することが一番肝心なことだと受け止めている。

教 育 長 次の論点として、小学校の道徳以外の教科と中学校は道徳をどこまで区別して分かりやすくするか、そういった議論も必要だと思う。小学校の各教科と中学校の道徳について、この後審査するときどういう観点でやったのか説明を受ければ分かるが、紙だけで見たときに、これは小学校のみ、これは道徳のみ、ここは共通などという部分が伝わるか、理解されるか。

教育指導課長 いただいた意見をもとに、小学校と中学校の2枚に分けることは可能だと思う。そうすると明確に分けられると思うので、一つの選択肢だと考えている。

教 育 長 そうすると、県のように小学校の部と中学校の部と分けて記載するという整理だと分かりやすい。

加藤委員　　そうであれば、もともと県では二つの方針あったので、そのように戻ってもいいのではないかと。

齋藤委員　　(4)の幼・小・中の系統的に配慮されていることというあたりで、多分、小学校と中学校を別にしてはいけないという気持ちが仙台市にはあったのではないかと。 (1)から(16)の内容はこのままでよいが、花輪委員が最初におっしゃったように、もちろん幼・小・中の系統性を配慮はしているが、小学校では特にこの部分、中学校では特にこの部分という、小、中、そして共通して見られる部分という形で項目をもう少し分けてもいいような気がする。

花輪委員　　小見出しの後ろに、例えば(1)から(5)までは小中双方とか、2番目のカテゴリーだったら(6)は小、(7)(8)(9)は中で(19)は小中双方と、全部に入れてしまうというのが私の最初に言った意見だった。

副教育長　　委員の皆様のご議論を聞いている中で、分かりづらい、外に示しにくいという観点から言うと、やはり小中が混在していることが一番大きいのだと思う。したがって、事務局からの修正案として、採択の観点として一括してお示ししているものを、小学校の観点、それから中学道德の観点という二つに分けるということではいかがか。そう考えると、小学校の観点については、今お手元にある私どもでご提示した案で言うと、(7)(8)(9)(14)の道德に特化した部分は小学校の採択の観点から落ちる形になる。中学校のほうは(6)と(11)が落ちる。そういった形で、この16の観点を、小学校、中学校共通のもの、それから小学校だけのもの、中学校だけのものと分けて、小中別々の観点として採択方針とするというような修正を考えてみたい。ご意見をいただければと思う。

教育長　　事務局から小見出しも入れて小学校と中学校を分けて整理してはどうかという提案があったが、委員の皆さんはいかがか。

吉田委員　　私はそれが一番現実的かと思う。

里村委員　　あと議論していただきたいのは、(6)と(11)は中学校から落とすのがいいのか残したほうがいいのか、もう一度整理したほうがいいのかと思う。

教育長　　例えば(9)だが、県のほうには小学校にも「内容項目の数や分量が」という表現があり、小学校の教科書で分量を全く気にしないでいいか。

同じように(7)も、「ねらいが明確で内容のまとまりがあるか」というのが県だと小学校の2の(2)にあって、今「特別の教科 道德」が少し限定的になるかなど、共通の部分がより増えるかと思う。

数や分量とか「ねらいが明確で内容のまとまりがある」というのを、各委員が見ているのか。

教育指導課長　　この数や分量についても専門委員並びに調査研究委員で分析するが、ベースになるのは、県のほうで大もとの調査研究を行っていて、その結果を我々は参考にしながら分量等についても検討する。ところが、今回の小学校の教科書に関してはその分量分析のデータがこちらに来ない。したがって、もし分量を小学校の観点の中に入れてとなると、ゼロからその観点で分析をし直さなければならないため、事務局としては難しさがあるということを申し上げておきたい。

教育長　　しかし、県が方針に載せてくるということは、県は分析をする前提ではないのか。

教育指導課長　　特定の教科だけ量的な分析をしている。ただ、これが全教科となったときに説明ができないという部分があり、そういう意味で申し上げた。

教 育 長 県の資料に書いていないが、現実には県のこの文言は特定の教科に限って内容項目の数や分量を分析する、全部の教科ではないということか。

教育指導課長 社会科に関しては量的な分析の資料もつくるが、それ以外の教科に関しては分析を行わない。

加 藤 委 員 採択基準にはきちんと書かれているが、実際にはある教科について確認をしているという意味であって、これがそのまま使われているということか。

教育指導課長 県の基準としてはこういったものが示されているが、どの採択地区においてもこれそのものを基準にしているものではないので、ほかの採択地区でどういう基準を設けているかは分からない。

加 藤 委 員 県はどうしているのか。

教 育 長 県は小学校を持っていないから、小学校については各採択地区に委ねているわけである。県が持っているとしたら、中等教育学校があるから、中学校の道徳は県自ら採択はあるが、小学校の内容項目の数や分量というのは実際には発動しない部分である。

結論を整理すると、事務局から提案があったように、小学校の部分と中学校の部分について、小見出しをつけるなどして、分かりやすくする。

本議案については事務局で修正案を作成し、委員の皆さんに提示するのでご議論いただきたい。

休憩

第 12 号議案 審議再開

教 育 長 第 12 号議案について、先ほどの議論を踏まえて事務局から修正案が提示された。これに関してご説明する。

教育指導課長 先ほどいただいたご意見をもとに修正案をお示しした。小学校教科と中学校道徳科を分離した形で観点を設定したことが 1 点目。それから、それぞれのカテゴリーを 4 つに分け中括弧で明示した点が 2 点目である。なお、特別支援学校及び特別支援学級の採択の観点については、小学校の教科のほうに準じてこれを使うので、特別支援関係もこの観点で採択することを明示した。大きな変更点は以上である。

教 育 長 ただいまの説明に関してご質問、ご意見等があったらお願いします。

里 村 委 員 「中学校 教科」というのはなくていいのか。これだと道徳科だけのものにとられる。知らない人が見たら、中学校のほかの教科はどうなっているのかという質問になる。中学校の教科として、道徳科を含むと書けばいいのではないのか。そうではないのか。

教 育 長 今回観点が必要なのは、小学校は道徳以外の各教科、中学校は道徳だけである。それから、16 項目がなくなってしまったが、混乱を及ぼさないか。

学校教育部長 1 から十何番の通し番号が、例えば 16 が小学校の場合は 14 に変わるとか中学校道徳は 15 番が 13 番に変わるという、番号の差し替え作業になる。

教 育 長 小学校の部分と中学校の部分を分けてこのように整理した。支障はないということなので、こういった形で今回の仙台市の採択の観点を定めることにしたいと思う。皆さん、よろしいか。

修正案のとおり決定

第 13 号議案 教職員の人事に関する事項について

(教職員課長 説明)

質疑等なし

原案のとおり決定

4 閉 会